

「東電刑事裁判判決」（要旨）と「原発賠償群馬訴訟」政府側主張を読み解くために

津波予見に「一定の科学的根拠」を認めた刑事裁判判決が「予見可能性認めず」と語られてよいのか

第9 結語 2019年9月19日東電刑事裁判判決要旨から

本件事故の結果は誠に重大で取り返しのつかないものであることはいまでもない。そして、自然現象を相手にする以上、正確な予知、予測などできないことも、また明らかである。このことから、自然現象に起因する重大事故の可能性が一応の科学的根拠をもって示された以上、何よりも安全性確保を最優先し、事故発生の可能性がゼロないし限りなくゼロに近くなるように、必要な結果回避措置を直ちに講じるということも、社会の選択肢として考えられないわけではない。しかしながら、これまで検討してきたように、少なくとも本件地震発生前までの時点においては、賛否はあり得たにせよ、当時の社会通念の反映であるはずの法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準等の在り方は、上記のような絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかったとみざるを得ない。確かに、被告人ら3名は、本件事故発生当時、東京電力の取締役等という責任を伴う立場にあったが、そのような立場にあったからといって、発生した事故について、上記のような法令上の規制等の枠組みを超えて、結果回避義務を課すに相応しい予見可能性の有無に関わらず、当然に刑事責任を負うということにはならない。

以上の次第で、被告人らにおいて、本件公訴事実に係る業務上過失致死傷罪の成立に必要な予見可能性があったものと合理的な疑いを超えて認定することはできず、本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、被告人らに対し刑事訴訟法336条によりいずれも無罪の言渡しをする。

以上

公害の歴史は、人々の語りによって受け継がれていく。明治期に起源する富山イタイイタイ病問題は、足尾銅山鉱毒事件と発生時期は重なるが、教育を受けた多くの人々にとって「高度成長の矛盾」として誤認識されている。水俣病は因果関係が明らかでなかったために解決が遅れた、といった誤解も根強い。

東電刑事裁判判決では、経営陣が津波可能性を認識（予見）していたものの、地震本部の長期評価は根拠が弱く信頼できないとして、対策を先送りした経営判断は有罪にあたらなかった。日本海溝北緯38.1度より南側福島県沖の津波地震発生可能性を切り捨てた経営陣、地裁判決の判断の信頼性は高いのか？誤解の連鎖をくり返さないために共有すべき科学的事実を確認しよう。



東京地裁に入る（右から）東京電力の勝俣恒久元会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長＝19日

判決骨子

- 東京電力旧経営陣3人は無罪
- 国の地震予測「長期評価」に信頼性はなかった
- 津波の可能性に関する3人の認識に、具体的根拠はなかった
- 事故回避のため、原発を止める義務を課すほどの予見可能性はなかった
- 津波に関する情報収集を怠ったとはいえない

2011年3月の福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力の勝俣恒久元会長（79）ら旧経営陣3被告に、東京地裁は19日、無罪の判決を言い渡した。永刈一裁判長は「事故を回避するために、原発を止める義務を課すほどの津波の予見可能性はなかった」と判断した。予見の前提とされた国の地震予測「長期評価」の信頼性を否定した。

【関連記事】2、3、31面
他の2人は武黒一郎元副社長（69）と武藤栄元副社長（69）。3人も無罪を主張し、検察官側の指定弁護士は禁錮5年を求刑していた。判決後、指定弁護士は「裁判所は国の原子力行政を付度した」と批判した。控訴を検討する。

主な争点は、大津波を具体的に予見できたかどうか。指定弁護士は、国が2002年に公表した長期評価を基に、東電が08年に最大15・7級の津波が原発を襲う可能性があるとの試算を得ており、予見できた主張。安全対策の義務があったのに怠ったと訴えた。

永刈裁判長は、試算の報告を受けるなどしていた3人は、10月超の津波があり得るとの情報の認識はあったと判断。しかし、試算の基になった長期評価について、専門家の疑問もあり客観的に信頼性があつたとは認められないと指摘。3人に予見可能性がなかったとは言い難いとしながらも、信頼性、具体的根拠を伴った認識ではなかったとし「津波を予見し、対策工事が終了するまでは運転を停止すべき法律上の義務はなかった」と結論付けた。

東電旧経営陣3人無罪

原発事故 津波予見可能性認めず

北日本新聞（富山県紙）2019年9月20日付

国土を汚染した被告が避難者に罪をなすりつけられるのか

自主的避難等対象区域からの避難者について、特別の事情を留保することなく、平成24年1月以降について避難継続の相当性を肯定し、損害の発生を認めることは、自主的避難等対象区域での居住を継続した大多数の住民の存在という事実に照らして不当である上に、自主的避難等対象区域は、本件事故後の年間積算線量が20ミリシーベルトを超えない区域であり、前記第2のとおり、そのような低線量被ばくは放射線による健康被害が懸念されるレベルのものではないにもかかわらず、平成24年1月以降の時期において居住に適さない危険な区域であるというに等しく、自主的避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない。

原発賠償群馬訴訟控訴審被告第8準備書面(2019年9月11日)から

口頭弁論で原告側弁護人が「本当に陳述するのか」と確認し、国側は「陳述する」と答えた。原告側は取材に対し「避難者と残った人の分断をあり、原発事故での国の責任を棚上げしている」と指摘した。

上毛新聞2019年9月18日付

広島・長崎の被爆者による原爆症認定訴訟において裁判所の判断の多くは、被曝によって促進される病気であれば被爆者援護法の目的に沿って、原爆症と認定すべきだとしている。すなわち、「高度の蓋然性をもって証明を厳格に要求することは、真に救済されるべき被爆者が救済されないという事態を招きかねない」などとする（H27年行政（コ）421号原爆症認定申請却下処分取消請求控訴事件資料から）。

いっぽう、政府側は、以下のように主張する。「…放射線に起因して発症したことが証明された場合に限り、他の戦争被害者には認められない高額の特別手当を支給

するものであり、…被爆者手帳の支給を受けたものであれば誰でも疾病罹患のみを要件として上記のような高額の給付を受けられるということになれば、もはや被爆者援護法の趣旨を超えるものといわざるを得ない。このような事態は、大なり小なり受けた戦争の犠牲を等しく甘受することで成り立ってきた社会的コンセンサスを揺るがすことになりかねず、国民の理解を得られるものではない。

人権のための科学なのか、それとも加害者・権威者の特権のための科学なのか？